

**カード情報保護対策の対象事業者拡充に伴う
「クレジットカード・セキュリティガイドライン」の改定内容の追記について**

クレジット取引セキュリティ対策協議会(以下「協議会」という)では、令和2年12月28日に、割賦販売法の改正に伴うクレジットカード番号等取扱業者の拡充に伴い、同法に基づき当該業者が講ずべき「必要かつ適切な措置」の実務上の指針となるセキュリティ対策について、新型決済対応ワーキンググループのとりまとめ内容を「クレジットカード情報保護対策に関する『クレジットカード・セキュリティガイドライン』の改定への取組み～カード情報保護対策の対象事業者の拡充について～」として公表しております。

その後同ワーキンググループでは、引き続き対象事業者の実務実態に即したセキュリティ対策について検討を行い、この度、「決済代行業者等」に定義される割賦販売法35条の16第1項第4号に該当する事業者のうち、カード情報に関する業務を全て外部に委託するなどして、自社で保有する機器・ネットワークにおいて「カード情報」を「保存」「処理」「通過」しない、いわゆる非保持化を実現している事業者について、下記のセキュリティ対策の考え方をとりまとめました。

この考え方につきましては、クレジットカード・セキュリティガイドラインに追加するとともに、関係するFAQを公表いたします。

対象事業者の方々におかれましては、引き続き、令和3年4月1日の法律施行に向けて対策のお取組みをいただきますようお願いいたします。

記

1. 対面取引について

カード情報の非保持化に加えて、「社内管理体制の整備、構築」、「委託先管理」、「セキュリティ対策」などの一定レベルの対応をもって割賦販売法が求める必要な対策が講じられるということとなります。

別添1. 「クレジットカード・セキュリティガイドライン新旧対照表【202102 追補版】」 (3) 決済代行業者等参照

別添2. カード情報保護対策の対象事業者の拡充について FAQ 項番5 参照

2. 非対面取引について

PCI DSS 準拠は必要となりますが、「SAQ（自己問診）」などの要件を充たすことをもって必要な措置が講じられるということとなります。

【留意点】

ガイドラインの基本的な考え方や用語等については日本クレジット協会のホームページに掲載されている

「クレジットカード・セキュリティガイドライン【1.0版】」を参照してください。

https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/plan_2020.pdf

【お問い合わせ先】

一般社団法人日本クレジット協会 セキュリティ対策推進センター

TEL : 03-5643-0011 e-mail : gykikaku2@jcredit.jp

以 上